

ほっと すぺ〜す

No.119
2020・8



今号では

全国手をつなぐ育成会連合会 事業所協議会

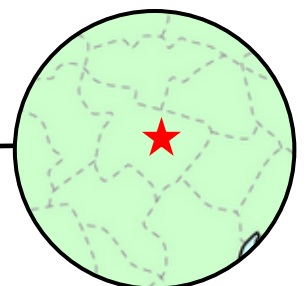
- ◆第4回運営委員会（8月19日）を行いました
- ◆ハザードマップや防災マニュアルを点検してください



【新宿あした作業所・養蜂チームの皆さん】

全国の事業所から

(社福) 新宿あした会
 新宿あした作業所
 ≪東京都 新宿区≫



ほっとすぺ〜す

今号の目次

No.119 2020年8月発行

- 3  令和2年度 第4回運営委員会（8月19日）を行いました
- 4  （一社）全国手をつなぐ育成会連合会で新たな保険プラン「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」を作りました
- 6  ハザードマップや防災マニュアルを点検してください
- 8  **全国の事業所から**
新宿あした作業所（東京都 新宿区）
- 12  編集後記

おいせ

全国手をつなぐ育成会連合会では「災害等活動支援基金」を募っています【再掲】

前号でもお知らせ致しましたが、全国手をつなぐ育成会連合会では、大規模災害や疫病に備えて「災害等活動支援基金」を設置しています。

今回の新型コロナウイルス感染症への対応としては、感染症が発生した事業所などが事業継続できるよう、現地の育成会と連携して必要な救援物資などを提供します。

また、広域大規模災害が発生時には、「災害対策本部」を立ち上げ、全国各地の育成会と連携して困りごとの相談や、国などへの提言・要望活動をおこないます。

改めて、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

災害等活動支援基金

口座番号：滋賀銀行（銀行コード：0157） 県庁支店（支店コード：160）
普通預金 0519909

口座名義：一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 災害等活動支援基金
会長 久保厚子

※振込手数料については、お振込み人様でご負担をお願い致します。



全国事業所協議会より

令和2年度 第4回運営委員会（8月19日） を行いました

去る8月19日に第4回運営委員会を前回と同じくインターネットを利用し、次の内容について協議いたしました。

- ① 全国連合会の法人化にともなう事業所協議会規約改定について
- ② 事業所協議会の会員募集および会費徴収方法ならびに事務分担について
- ③ 事業所協議会ニュースについて
- ④ 令和2年度の全国研修大会について

前回の運営委員会に引き続いて、規約改定に向けての協議と会員管理事務の実施方法について意見交換をしました。

規約改定については、一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会との関係性の整理を専門家の意見を踏まえ、年明けには会員の皆さまに改定案をお示しできるよう、第3四半期中に文言整理を図っていきます。

会員管理事務については、今年度は従前通りの委員会としての運営形態となりましたので、会員の更新事務等は前年度と同様になりますが、新たな体制を見据えた事務の実施方法の確立に向け、今年度下半期に詳細を詰めていきます。

また、2月に予定している全国研修大会ですが、新型コロナウイルスの状況も不透明なことから、今年度についてはインターネットを通じた動画配信により実施することになりました。テーマや内容については、秋頃に皆さまにお示しができるように運営委員間で協議を進めていきます。

（事業所協議会事務局長 石川 明博）





全国事業所協議会より

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会で新たな保険プラン 「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」を作りました

全国手をつなぐ育成会連合会では、損害保険ジャパンと日立キャピタル損害保険と連携して団体長期障害所得補償保険「手をつなぐ暮らしのおたすけプラン」を作りました。

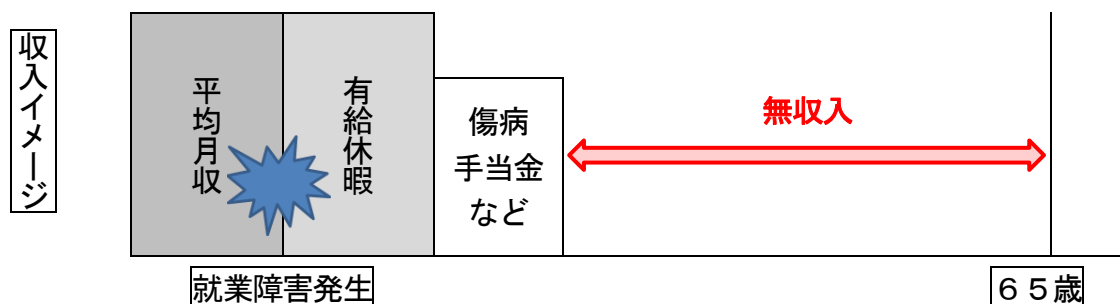
この保険は、育成会の会員かそのご家族が、病気やケガが原因で長期間仕事ができない状態になった際、給与の6割相当額の収入を最長満65歳までサポートする制度です。

この保険の特徴は、次の4つがあります。

- ① 病気やケガのどちらも対象となり、さらに業務中・業務外・国内・国外を問わず補償の対象となります。
- ② 病気やケガを原因として働くことに支障が生じている就業障害の状態が長期にわたり継続した場合にも、最長満65歳までの長期間補償が続きますので、長患いも安心です。
- ③ 近年増加傾向のうつ病などの精神障がいにも対応しています。ただし、精神障がいの場合は最長24ヶ月補償の対象となります。
- ④ 入院中や自宅療養中だけではなく、一部復職をした場合でも収入に支障があり、就業障害発生直前と比べて20%を超える所得の喪失のある場合には、補償の対象となります。

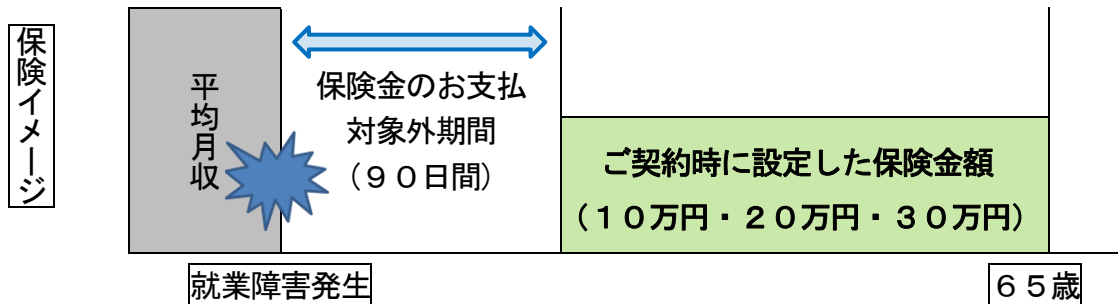
最近では、医療の進歩により死亡率の低下や入院日数の短期化が進み、一方で重い病気からの回復の場合では、退院したものの在宅治療やリハビリが必要で、なかなか復職できなかつたり、病気の前のようには働くことができず、収入が減少してしまつたり、または体調が戻らず退職せざるを得ないといったケースも発生しています。

長期間働けない状態が続いた場合、収入が減少してしまう上に生活費や住宅ローンに加えて、新たに発生する医療費などの支出もかさみ、家計のバランスが崩れ、ご加入の生命保険も万が一の死亡時や入院費などに充てられ、公的給付も働けないことによる収入の大幅な減少には十分に備えることはできません。【下図参照】



しかし、「手をつなぐ暮らしのお助けプラン」では、保険金のお支払い対象外期間は90日間ありますが、その期間を超えて就業障害の状態が継続している場合、ご契約時に設定した保険金額を毎月最長満65歳までの長期にわたりお受け取りいただけます。

しかも、就業障害が原因でお勤めの会社を退職した場合などでも、就業障害の状態が続いている限り、保険金のお支払いは続くので安心です。【下図参照】



今回、事業所協議会の皆さまにご紹介をするにあたり、全国手をつなぐ育成会連合会では、保険に加入することができる人の見解の整理が行われましたので、併せてお知らせいたします。

- ① 各市町の育成会に関連する障害福祉サービス事業所（※注1）などの支援者（職員）も、この保険に加入できます。
 ※注1：障害児福祉サービス事業所を含む。
- ② 特例子会社や就労継続支援A型事業所などで働いているご本人も、この保険に加入できます。
- ③ 基本的には、個々で従来通りの育成会の会員になっている人になりますが、法人や事業所単位で全国手をつなぐ育成会連合会の「特別賛助会員」（※注2）になることにより、支援者（職員）または特例子会社・就労継続支援A型事業所などで働いているご本人も保険に加入することができます。
 ※注2：「特別賛助会員」1口につき、10名まで保険加入が可能となります。

さらに今年度に限りになりますが、特別賛助会員の年会費について、年度中途であることから年会費無料になっています。

また、特別賛助会員になった場合、法人や事業所単位での保険加入者全員に、全国手をつなぐ育成会連合会発行の広報誌「手をつなぐ」が毎月送られることになっています。

このタイミングを活用して、万が一に備えて所得補償保険について、加入のご検討をはいかがでしょうか？

お問い合わせや詳細については、全国手をつなぐ育成会連合会 東京事務所（電話：03-5358-9274）までお願いいたします。

| | |
|--------|---|
| 保険期間 | 令和2年10月1日午後4時 から 令和3年10月1日午後4時まで 1年間 |
| 加入時期 | 令和2年9月20日 までにWEBにてお申し込みください。 |
| ご加入の期間 | 加入手続きの翌月の1日 から 令和3年10月1日午後4時まで |
| 加入方法 | ●「重要事項等説明書」を必ずご確認ください。 ●WEB（専用サイト）にアクセスいただき、お申し込みください。 |
| 保険料の支払 | クレジットカード決済・月払。 |

引受保険会社 日立キャピタル損害保険株式会社(幹事) 損害保険ジャパン株式会社(非幹事)

 **全国事業所協議会より**

ハザードマップや防災マニュアルを点検してください

昨年度の西日本豪雨災害や各地に大規模な被害をもたらした台風、今年度になって
も熊本や山形を中心とした豪雨災害など、水害を伴う多くの自然災害が発生してい
ます。

2015年（平成27年）には水防法を改正し、洪水・高潮・津波に加えて雨水出
水（内水とも言われる）が追加されるとともに、洪水浸水想定区域図の対象とする降
雨が、「河川整備の目標とする降雨」から「想定し得る最大規模の降雨」に高められ、
洪水の浸水想定区域についても、想定し得る最大規模の洪水に対応するように拡充し
ました。

しかし、2016年（平成28年）8月に発
生した台風10号によって、高齢者グループホ
ームで利用者が逃げ遅れて大きな被害が発生し
たため、2017年（平成29年）に「水防法
等の一部を改正する法律」の施行により、水防
法と土砂災害防止法が改正されました。

現在、各市町村では、これら改正された水防
法や土砂災害防止法に基づいたハザードマップ
が作成されていますが、まだまだ市民の方には
浸透していない状況もあります。各事業所では
各市町村から発行されているハザードマップを
確認していただき、事業所にどのような危険性
があるかの確認を今一度していただきたいと思
います。

また、2017年の法改正では、浸水想定区
域内や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用
施設（社会福祉施設・学校・医療施設など）に
対し、洪水時の防災体制や訓練実施に関する事
項を定めた「避難確保計画の作成」と「避難訓
練の実施」が義務づけられ、そのうち避難確保
計画については策定（変更）した場合、市町村
に報告することが義務づけられています。

しかし、報道によると2017年（平成29
年）の法改正により、避難確保計画の策定が義
務付けられましたが、浸水想定区域内にある要
配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施
設など）での策定が進んでいない状況があるよ
うです。

要配慮者利用施設の所有者・管理者の皆さまへ
水防法・土砂災害防止法が改正されました
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、「水防法」及び「土砂災害防止法」が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント! 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務となりました。

【浸水想定区域の概要】 【土砂災害警戒区域の概要】

要配慮者利用施設 とは…
社会福祉施設、学校、医療施設
その他として用途上の配慮を要する方が利用する施設です。

1 避難確保計画の作成

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めた計画です。
 - 施設体制
 - 避難経路
 - 高齢者の確保
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 防災水防設備の整備（洪水防止に基づいた水防設備を要する施設）
 - その他利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項
 - 関係する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、施設管理者等の皆さまが主体的に作成いただくことが重要です。
- 作成した避難確保計画は、職員のほか、利用者やご家族の方々も日頃より確認することができるよう、その概要などを利用スペースの掲示板などに掲載しておくことが有効です。

2 市町村長への報告

- 避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を市町村長へ報告する必要があります。
 - 避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者等に対して、市町村長が必要となる場合があります。
 - 正当な理由がなく、報告に当たらないときは、市町村長がその旨を公表する場合があります。

3 避難訓練の実施

- 避難確保計画に基づいて避難訓練を実施します。職員のほか、可能な範囲で利用者の方々にも協力してもらうなど、多くの方々で避難訓練に参加することで、より実効性が高まります。
- ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施することが重要です。

1! 避難体制のより一層の強化のために、関係者が連携して取り組むことが重要です!

避難確保計画の作成、避難訓練の実施、職員や利用者への啓発

問い合わせ先

市町村長への報告（避難確保計画の策定・変更）は、ハザードマップに関する施設のある市町村へお問い合わせください。

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等の指定に関すること
洪水浸水想定区域についてはその河川を管理する河川事務所へ、土砂災害警戒区域については都道府県へお問い合わせください。

法改正に関すること
水防法関係 国土交通省水管理・国土保全部河川環境課水防企画室
土砂災害防止関係 国土交通省水管理・国土保全部砂防砂防計画課

TEL: 03-5253-8111 (代表) URL: <http://www.mlit.go.jp/mhl/aku/aku/index.html>

【国土交通省発行のパンフレット】※注

一方で、既に取り組みられている要配慮者利用施設（社会福祉施設・学校・医療施設など）でも、避難確保計画が策定されてはいるものの、施設での実態と掛け離れている状況や、実際に活用がされていない状況もあります。

この機会に各事業所の避難確保計画は元より、災害対策マニュアルやBCP（事業継続計画）も点検していただき、誰もが活用できるようなマニュアルや計画の整備に努めてください。

参考になるホームページ

- ◆要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）
避難確保計画作成の手引きやパンフレット（※注）が掲載されています。
<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>
- ◆社会福祉施設等における災害への備え（大阪府）
地震・水害・津波の各種マニュアルや事業継続計画作成のリンク集になります。
<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisona/>
- ◆新型コロナウイルス対策の手引き（神戸市）
障害者・児施設向け（入所系・通所系）の手引き。
https://www.city.kobe.lg.jp/documents/31814/r020414_covid_tebiki.pdf
- ◆（公社）全国老人福祉施設協議会
新型コロナウイルス感染症に関する情報が掲載されています。
<https://www.roushikyo.or.jp/index.html>

（近畿ブロック 飯塚 聡）

ウチダシステムズの通販をご利用頂ければ、
事務用品・衛生用品などが
全国手をつなぐ育成会連合会
事業所協議会様向けの特別価格で
お安くご提供できます！

ポイント①

760万以上の商品を
「事業所協議会の皆
様だけの特別価格」
でご提供します！

ポイント②

最短翌日配送のス
ピードで欲しいものが
直ぐに届く！
※一部、対象外の地域有

ポイント③

請求書を科目や事
業毎に分けることが
出来るので経理業務
が楽に！



ご相談は下記までお問合せ下さい。
株式会社ウチダシステムズ 福祉施設営業部
TEL：03-3537-0888

全国の事業所から

新宿あした作業所〔社会福祉法人 新宿あした会〕

（東京都 新宿区）

当事業所は、新宿区手をつなぐ親の会が立ち上げた社会福祉法人新宿あした会が運営しております。

東京都新宿区は、都庁やオフィス街など都会的なイメージがある一方、早稲田など多くの大学・学校や、コリアンタウン・ネパールタウンがある大久保、緑豊かな新宿御苑や明治神宮外苑など雑多な文化を内包しています。

ちなみに「新宿」と言う地名は、江戸時代に日本橋を起点に整備された五街道（東海道・中山道・甲州街道・日光街道・奥州街道）のうち、山梨まで続く甲州街道に新しくできた宿場町と言う事で、新宿と言う地名が付いたと言われています。

新宿あした作業所は昭和54年（1979年）に開所し、現在は就労継続B型事業所として事業実施をしており、22名の方が利用しています。

年間を通じて行っている作業としては、小箱の組立、雑巾縫製、花壇の管理、封筒印刷、養蜂などがあります。



【小箱の組立作業】



【雑巾縫製の作業】

雑巾縫製はおしぼり業者より、おしぼりとして使われなくなったものを回収し、それを選別して2枚重ねの雑巾にしておしぼり業者に納品しています。業者はそれを取引先に配ることでごみを減らして顧客サービスを行う事が出来、事業所は工賃を得られるというお互いに利益のある作業となっています。

花壇の管理は新宿区より区の所有地にある公園や建物の花壇管理委託を受けており、年に4回ほど花を入れ替えながら季節を彩っています。

また優先調達法以前より新宿区から特定の封筒は全て当事業所に注文を受けており、ありがたいことに継続して注文を受け続けています。



【花壇管理の作業】

新宿区には「新宿区障害者福祉事業所等ネットワーク」というネットワーク事業があり、「しんじゅQuality（クオリティ）」の愛称で親しまれております。



【ブランド名のロゴマーク】

昨年度より「しんじゅQuality」では障害者の就労機会の創出と地域の方々との交流を目指してミツバチプロジェクトを立ち上げました。

今年度2か所目の養蜂を行う事業所として委託を受け、利用者と共に建物の屋上で養蜂を行っています。

最初はおっかなびっくりだった職員や利用者も、今ではずいぶん慣れてきました。

初年度という事と長い梅雨の影響もあり採蜜量は少な目ではありましたが、それでも30kg以上のはちみつを採蜜することが出来ました。



【ミツバチの巣脾（すひ）】



【遠心分離機で蜜を分離】

それらのハチミツは区内の福祉ショップで販売する他、新宿区の特徴を活かして様々な有名百貨店の特設催事場で販売なども行っています。

ここ最近、何かと歌舞伎町界隈が感染関連のニュースで話題になっておりますが、過度に恐れることなく、正しく予防に努めて利用者の方たちと共にこれからも事業を続けていきたいと思えます。

（社会福祉法人 新宿あした会
新宿あした作業所 所長 高田 範一）

知的障がい児者・自閉症児者の 生サポは 家族の安心を支えます

- 日常生活に関する相談支援
- 就労に関する相談支援
- 権利擁護に関する相談支援

の3事業を実施しています。

当会にご入会いただくと、知的障がい児者、自閉症児者のための病気やケガの総合補償制度をご利用いただけます。

主な補償内容

病気やケガで入院したとき
入院給付金

賠償責任を負ったとき
個人賠償責任保険金

ケガをしたとき
死亡・後遺障害・入院・通院・手術／各保険金
(地震・噴火・津波によるケガも対象)

虐待・逮捕・勾留に対応するとき
弁護士費用等補償
※プランによって補償します

病気で死亡したとき
疾病葬祭費用保険金

就労中に他人にケガをさせたり
物を壊してしまったとき
職業従事中事故対応費用補償
※プランによって補償します

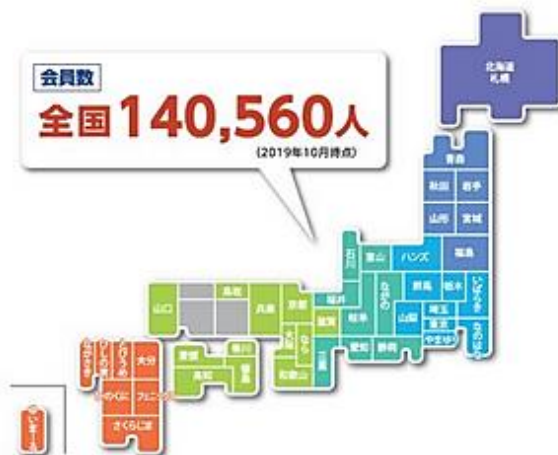
※上記は概要ですので詳細は下記までお問い合わせください。

●生活サポート総合補償制度の主な特長●

- ▶入院給付金は既往症の病気、てんかんも補償。
- ▶全国の団体を通じてのご加入のため、多数割引が適用され、個人加入の場合に比べて保険料が割安です。
- ▶取扱代理店は、知的障がい児者や自閉症児者への保険の販売において、30年以上の実績があります。

生活サポート総合補償制度は…

全国で約140,000人のみなさまにご利用いただいている補償制度です。



AIG損保の普通傷害保険

生活サポート総合補償制度

特定障害者福祉団体傷害保険特約、弁護士費用等補償特約、
職業従事中事故対応費用補償特約、地震・噴火・津波危険補償特約セット

保険のお問合せはこちら

■担当代理店・扱者
株式会社 ジェイアイシー
〒160-0023 東京都新宿区西新宿3-2-11
新宿三井ビル2号館2F
TEL: 03-5321-3373 FAX: 03-5321-4774
受付時間: 午前9時～午後5時
(土・日・祝日・年末年始を除く)

■引受保険会社
AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>
東京第二プロチャネル営業部
〒163-0814 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル14階
TEL: 03-6894-9110
受付時間: 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

ご入会のお問合せはこちら

一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会
連絡先はTEL又はホームページにてご確認ください。
TEL: 03-5577-6351 <http://www.zensapo.jp>
加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の各都道府県団体の事務局となります。

2019年11月現在の内容です。(D-004330 2021-03)

病気やケガが絶えない・・・
成人病や生活習慣病に備えたい・・・

他人の物を壊してしまった・・・



このようなお困り事に
心当たりがある方に・・・



虐待・雇用現場での差別など
・・・人に相談しにくい悩みがある・・・

障がいのある方とご家族へ



ぜんちの

あんしん保険

少額短期健康組合保険(無告知型)2019年創設

- ・最高日額1万円
- ・個人賠償責任補償
- ・弁護士費用補償
- ・安心サポート

知的障がい・
発達障がい、ダウン症、
てんかんの有る方、
ご家族に

弁護士が
全面的に
サポート

特別支援教育を必要とされている方へ



ぜんちの

こども傷害保険

権利保護補償付傷害保険 2019年創設

- ・入院・通院を日額保障
- ・個人賠償責任補償
- ・トラブルに巻き込まれた際、
弁護士がサポート

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合は、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。



詳しい資料のご請求・お問合せはこちら

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

0120-322-150

平日9時～17時/土日・祝日・年末年始を除く

URL:<http://www.z-kyosai.com/>



ぜんち共済株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第14号

【2020年1月作成 19-TC06633】

編集後記

5月の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の解除後には「新しい生活様式」が言われ、初めて迎える夏の様相も変化しています。

夏の風物詩であった花火大会や縁日も軒並み中止となり、全国的に移動を自粛したことから帰省ラッシュもピークもなく新幹線や高速道路も閑散としています。

夏休みも短くなり、子どもたちのお世話で動員がかかるラジオ体操も、例年であれば4週間ほど開催され毎朝が大変ですが、今年度は2週間のみの開催です。

例年は全国各地からの中継が毎日あり、「今日は〇〇県の◇◇市に…」と音声だけですが、地元の見どころ紹介もあり旅行をした気分になることができましたが、今年度はスタジオ収録のピアノと掛け声だけの淋しい放送になっています。

また、異常な暑さも拍車をかけているのか、参加する子どもたちも例年の3分の1くらいだそうで、大きな声を出すこともはばかれるため、会場の公園では数人の子どもたちが黙々と体操をしている状況です。

いつまでこのような状況が続くのか、誰にも予測はできませんが、人と人の繋がりも希薄になってしまわないか心配です。



（近畿ブロック 飯塚 聡）

全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会
事業所協議会ニュース
『ほっとすぺ〜す』2020年8月号
（通巻119号）
2020年8月25日発行

【編集・発行】
全国手をつなぐ育成会連合会事業所協議会
東京都新宿区西新宿 7-17-6 第三和幸ビル 2F-C
（事務局連絡先）
岩手県盛岡市下飯岡 15 地割 77-3
TEL 019 (613) 7200 定価 100 円



**（一社）全国手をつなぐ育成会
連合会・みんなの笑顔を増やす
プロジェクト（新型コロナでもつ
ながろう！）開始！！**



全国手をつなぐ育成会連合会チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UC5ku3sanVal1u6hM4MLCKVA/featured>

こんな笑顔が満載です！